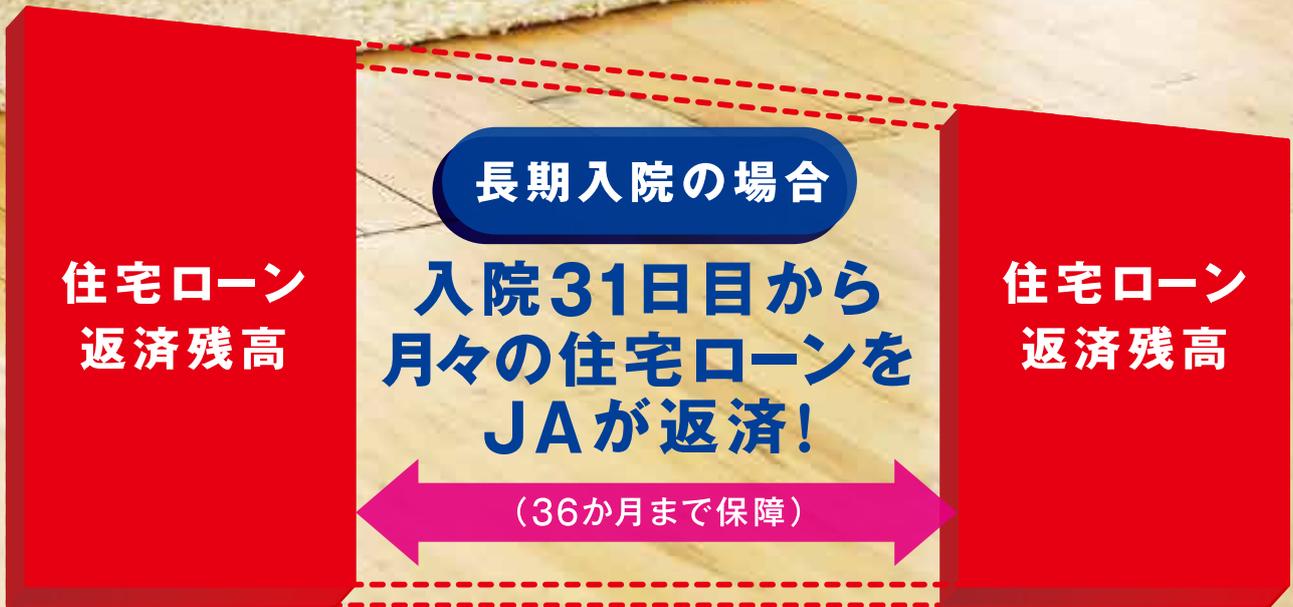


入院中も残高がしっかり減っていく あなたを助ける住宅ローン。



JA長期継続入院保障付住宅ローン

長期継続入院特約付団体信用生命共済

死亡・後遺障害保障に加え、災害や疾病により入院した場合、お客さまに安心して治療をしていただけるよう、対象の住宅ローンのご返済を一定期間サポートする、もしものときに「心強い味方」となるJA住宅ローンです。

詳しくは裏面をご覧ください。

対象
住宅ローンの
金利に

年+0.25% 上乗せでOK!

平成28年4月1日

まずは
お気軽に
ご相談を!

JAバンク埼玉

フリーダイヤル

0120-117712

ホーム
ページは
こちら

<http://www.jabank-saitama.or.jp>

JAバンク埼玉

検索

お近くの
JAバンクも
探せます!

「JAとのお取引はこれから」というお客さまもお気軽にお問い合わせ・ご相談ください!

(ご利用に関しては、組合員加入のための出資が必要となります。)

[JA長期継続入院保障付住宅ローンのご利用にあたっての留意点] ○JA長期継続入院保障付住宅ローンでご利用いただく団体信用生命共済は全国共済農業協同組合連合会の引受けとなりますが、団体信用生命共済の内容の詳細やご不明な点についてはお借入予定のJA窓口にお問い合わせください。○本「JA長期継続入院保障付住宅ローン」のご案内はJA長期継続入院保障付住宅ローンに付帯される共済の概要を説明したものであり、実際にお借入れの際には「団体信用生命共済 被共済者加入申込書兼告知書」に添付されている「団体信用生命共済のご説明(要約)」、「申込書ご記入のご案内」、「団体信用生命共済のしおり」および「長期継続入院特約付団体信用生命共済のしおり」を必ずご確認ください。○ローンのお申込みにあたりましては、上記団体信用生命共済の審査のほかに、当JAおよび当JA指定の保証機関の審査がございます。審査の結果によりましては、お申込みをお断りすることがございますので、ご了承ください。○お借換えにもご利用いただけますが、当JAで現在ご利用中の住宅ローンを本ローンに切り替えることはできません。

JA長期継続入院 保障付住宅ローン

[長期継続入院特約付団体信用生命共済]

対象商品	「JA住宅ローン」・「JA住宅ローン100%応援型」・「JA住宅ローン借換応援型」		
資金使途	○ご本人またはご家族が常時居住するための住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。		
	「JA住宅ローン」	①住宅の新築②土地の購入（5年以内に新築し、居住する予定があること）③新築住宅の購入（土地付住宅および分譲マンションを含む）④中古住宅の購入（土地付住宅および分譲マンションを含む）⑤住宅の増改築・改装・補修⑥他金融機関からの住宅資金のお借換え	
	「JA住宅ローン100%応援型」	①住宅の新築②新築住宅の購入（土地付住宅および分譲マンションを含む）③中古住宅の購入（土地付住宅および分譲マンションを含む）④住宅の増改築・改装・補修	
	「JA住宅ローン借換応援型」	・現在、他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換資金とお借換えに伴う諸費用。 ・お借換えとあわせて増改築・改装・補修のための費用。	
借入金額	「JA住宅ローン」	○10万円以上5,000万円までとし、10万円単位とします。ただし、年間元金返済額の前年度税込年収に対する割合が当JAの定める範囲内であり、原則として自己資金額が所要資金額の20%以上であることとします。詳細については、お近くのJA窓口までご相談ください。	
	「JA住宅ローン100%応援型」	○10万円以上5,000万円までとし、10万円単位とします。ただし、年間元金返済額の前年度税込年収に対する割合が当JAの定める範囲内であり、かつ所要資金の範囲内（ご融資対象物件の担保評価額に保証機関の保証料、長期火災共済（保険）掛金、仲介料、登記手数料、不動産取得税および消費税を加えた金額を上限）とします。	
	「JA住宅ローン借換応援型」	○10万円以上5,000万円までとし、10万円単位とします。なお、年間元金返済額の前年度税込年収に対する割合が当JAの定める範囲内であり、所要金額の範囲内かつ担保評価額の300%以内としますが、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。	
ご利用いただける方	○各商品ごとにお申込みの条件が異なりますので、詳しい商品内容は各商品のチラシおよび説明書をご覧ください。		
ご融資条件	○各商品ごとにお申込みの条件が異なりますので、詳しい商品内容は各商品のチラシおよび説明書をご覧ください。		
ご融資利率	○上記対象住宅ローンの金利+年0.25%		
保証料・手数料	○別途保証料ならびに手数料がかかります。詳しい内容はチラシおよび説明書をご覧ください。		
付帯される共済についての概要	正式名称	長期継続入院特約付団体信用生命共済	
	ご加入について	年齢	加入可能な加入時の年齢範囲は、20歳から65歳までとなります。
		告知	健康状態を「団体信用生命共済 被共済者加入申込書」で告知していただきます。告知に際し事実を告知されなかったり、事実でないことを告知されますと、共済金が支払われなない等不利益をこうむる場合がありますので、特にご注意ください。告知内容や全国共済農業協同組合連合会で保有する情報等によって、ご加入をお断りすることがあります。※共済金額（借入金額）が5,000万円を超える等の場合は、医師の診査を受けていただきます。（健康診断結果表等の内容によっては、医師の診査に代えることができる場合があります。）
		保障期間	この共済契約における保障の開始時は、資金受取時（資金を分割して受け取られる場合には、初回資金受取時）となります。また、保障終了日は債務の弁済を完了した日となりますが、それ以前に所定の年齢になられた場合または所定の期間が経過した場合は、その月の末日となります。
	共済金のお支払い	被共済者が共済期間内に次のいずれかに該当した場合、共済契約者（JA）に共済金が支払われ住宅ローンが全額返済されます。※約定利息、約定延滞利息および遅延損害金について、ご負担いただく場合があります。	
		1. 死亡されたとき 2. 保障の開始時以後に生じた傷害または疾病により、所定の後遺障害の状態になられたとき	
		長期継続入院保障について	被共済者が共済期間内に次の条件（下記1.）を満たす入院をされた場合、所定の手続き完了後に、共済契約者（JA）に対して共済金（下記2.）が支払われ住宅ローンの返済に充当されます。
		1. 入院の条件	保障の開始時以後に生じた災害または疾病により入院され、給付基準日（入院した日から31日目となる日および以後の1か月ごとのその日の応当日）においてその入院が継続しているとき。ただし、保障期間を通して36か月分の支払いが限度となります。
	2. 支払われる共済金の額	(1) 初回の給付基準日においては、その日以後最初に到来する返済日における約定返済額 (2) 次回以後の給付基準日においては、各給付基準日が到来するごとに、すでに到来した最終の約定返済日の翌約定返済日における約定返済額 ※約定返済額に、約定延滞利息、遅延損害金等は含まれません。	
	共済金が支払われない場合	○被共済者が次のいずれかに該当した場合、()の共済金のお支払いができません。 ①保障の開始時の属する日から1年以内に自殺されたとき（死亡共済金）②「団体信用生命共済 被共済者加入申込書」に、告知日現在および過去の健康状態等について事実を告げなかったか、事実でないことを告げ契約が解除されたとき（死亡共済金・後遺障害共済金・長期継続入院共済金）[ただし、お支払事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、支払われます。]③被共済者の故意により所定の後遺障害の状態になられたとき（後遺障害共済金）④保障の開始時前の疾病もしくは傷害が原因で所定の後遺障害の状態になられたときまたは入院されたとき（後遺障害共済金・長期継続入院共済金）⑤契約関係者に詐欺等の行為があった場合や共済金を詐取る目的で事故を起こした場合、契約関係者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、共済契約の全部または一部が取り消され、または解除されたとき（死亡共済金・後遺障害共済金・長期継続入院共済金）	
○被共済者が次のいずれかに該当した場合、長期継続入院共済金のお支払いができません。 ①被共済者の故意または重大な過失により生じた災害または疾病により入院されたとき②被共済者の泥酔または精神障害の状態を原因として生じた災害により入院されたとき③被共済者の犯罪行為により生じた災害または疾病により入院されたとき④被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた災害により入院されたとき⑤被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた災害により入院されたとき⑥薬物依存により入院されたとき			
*上記「共済金のお支払い」事由が戦争その他の変乱により生じた場合には、共済金の一部が削減されることがあります。			
※上記はあくまで概要です。ご加入にあたっては必ず「団体信用生命共済のご説明」、「申込書ご記入のご案内」および「長期継続入院特約付団体信用生命共済のしおり」をご確認ください。		JA共済登録番号 [16485000122]	

※ローンのお申込みにあたりましては、当JAおよび当JA指定の保証機関の審査がございます。審査の結果によりましては、お申込みをお断りすることがございますので、ご了承ください。

平成28年4月1日現在